

議案第 80 号

白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 19 年白岡町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「社会福祉法人白岡市社会福祉協議会」を「次に掲げる団体」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 社会福祉法人白岡市社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人白岡市シルバー人材センター

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 月 30 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

職員を派遣する公益的法人等に公益社団法人白岡市シルバー人材センターを加えることに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。